## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第１４１６号**
さいたま市北区日進町２丁目255番地
債務者　小谷かおり
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６７６号**
埼玉県川口市大字芝3865番地　コーポ順風201号
債務者　小林　　香
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７０２号**
埼玉県鴻巣市生出塚１丁目８番４号
債務者　宮澤　敏朗
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７０３号**
埼玉県鴻巣市生出塚１丁目８番４号
債務者　宮澤　里子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７１６号**
埼玉県鴻巣市加美２丁目３番19号
債務者　大宮　明子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７８１号**
さいたま市浦和区岸町７丁目８番25―205号、旧住所神奈川県川崎市高津区溝口２丁目18番５―107号　ビューハイツ溝ノ口
債務者　杉本　明子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７９１号**
埼玉県和光市西大和団地３番１号304
債務者　青塚美代子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７９６号**
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲959番地２
債務者　中西　裕美
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８０３号**
埼玉県川口市西青木１丁目20番10号　アイビーコーポ101号、旧住所埼玉県川口市北原台１丁目12番19号　グリーンキャッスル303号
債務者　上野　　晃
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８０７号**
さいたま市桜区栄和４丁目25番14号　Ｂ―７、旧住所さいたま市桜区南元宿１丁目14番18号　レジデンスｕ103号
債務者　高橋　裕幸
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８１１号**
さいたま市南区松本２丁目７番２号　コーポリバーサイド101
債務者　柳下　正義
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８３７号**
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―12―402
債務者　清川　愛子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８６５号**
埼玉県上尾市浅間台４丁目18番地19
債務者　成海まゆみ
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９００号**
さいたま市見沼区大和田町２丁目1255番地３
債務者　菅原　　久
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９１８号**
埼玉県上尾市中分１丁目102番地
債務者　田島　隆義
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９７５号**
埼玉県川口市榛松３丁目23番13号
債務者　道坂　芳子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５８１号**
埼玉県越谷市宮本町５丁目125番地６
債務者　平澤　明美（旧姓金子・齋藤）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係